

公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」ユニット入居のご案内（重要事項説明書）

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」ユニット
- ・開設年月日 平成26年4月1日
- ・所在地 広島県尾道市御調町高尾1348番地6
- ・電話番号 0848-76-0373
- ・FAX番号 0848-76-3018
- ・所長 藤井 真澄
- ・介護保険事業所番号 3454180021号

(2) 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」ユニットの目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入居者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、入居者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、（介護予防）短期入所療養介護や（介護予防）通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」ユニットの運営方針]

① 地域包括ケアシステムの一翼を担う。

- ・施設ケアと在宅ケアをつなぐ要の役割を果たす

② 介護老人保健施設の4つの機能を遵守する。

- ・包括的ケアサービス施設（リハビリ・看護と介護・相談援助等の提供）
- ・在宅復帰施設（リハビリ・介護指導の提供、サービス調整）
- ・在宅生活支援施設（通所リハビリ・短期入所療養介護の提供、ケアハウス併設）
- ・地域に根ざした施設（ボランティア受入れ、家族会の実施、介護予防教室・認知症カフェへの協力）

(3) 施設の職員体制

職 種	員 数	業 務 内 容
・医 師	5人	医療管理
・薬剤師	2人	薬剤管理
・看護職員	4人以上	看護業務
・介護職員	16人以上	介護業務
・支援相談員	1人以上	相談業務
・理学療法士・作業療法士 ・言語聴覚士	10人以上	リハビリテーション
・管理栄養士	2人	栄養管理
・歯科衛生士	2人	口腔衛生管理
・介護支援専門員	4人	介護サービス計画作成
・事務員	2人以上	事務処理
・その他		

(4) 入居定員等

- ・定員50名
- ・療養室（ユニット棟） 50床（ひかり1 10床 ひかり2 10床
ひかり3 10床 くつろぎ1 10床 くつろぎ2 10床）
全てユニット型個室 50室

2 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、入居者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、入居者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されます。また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご入居者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇機能訓練：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇生活サービス：

当施設入居中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に入居者の立場に立って運営しています。

① 施設サービス計画の立案

② 食事 場所 食堂あるいはリビングルーム

時間	朝食	7時30分～
	昼食	12時00分～
	夕食	18時00分～

（場所と時間については、入居者個々の要望や、外出・通院などの生活リズム、健康状態等により、柔軟に対応いたします。）

③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する入居者には特別浴槽で対応します。入居者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護（退所時の支援も行います）

⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

⑦ 相談援助サービス

⑧ 入居者が選定する特別な食事の提供

⑨ 理美容サービス（原則月1回実施、業者に直接お支払いいただきます。）

⑩ その他

3 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、入居希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

4 利用料その他の費用の額

介護老人保健施設の入居者の自己負担は、次の2種類があります。

① 介護保険（及び介護予防）給付の1割、2割、3割（市町の交付する「介護保険負担割合証」に記載）

② 保険給付対象外の費用（居住費、食費、入居者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入居、短期入所療養介護、通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、入居者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なり

ますし、利用料も各施設ごとの設定となっております。当施設の具体的な入居者負担額につきましては、重要事項 2-1、2-2 をご参照下さい。

5 支払い方法

- ・毎月 20 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、振込、J A 尾道市口座引落し等の方法があります。利用契約時にお選びください。

6 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、入居者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。（別紙「公立みつぎ総合病院保健福祉総合施設救急対応マニュアル」参照）

・協力医療機関

- ・名称 公立みつぎ総合病院
- ・住所 広島県尾道市御調町市 1 2 4 番地

・協力歯科医療機関

- ・名称 公立みつぎ総合病院
- ・住所 広島県尾道市御調町市 1 2 4 番地

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

7 非常災害対策

非常災害に備えるため、必要な設備を整え訓練を行っています。

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年 2 回

8 衛生管理等

職員等に対して流水による手洗いの励行を徹底させるとともに、施設内各所に水道又は速乾式手洗い液等の消毒液を設置し衛生的な管理に努め、予防接種を実施するなど感染症が発生、まん延しないよう必要な措置を講じています。

9 身体的拘束等

入居者に対し身体的拘束等は原則行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、所長が判断し理由を診療録に記載し、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為を行うことがあります。

10 施設利用のリスクについて

当施設では入居者が快適に入居生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、入居者の身体状況や心理症状、また集団生活によるさまざまな危険を伴うことを十分ご理解ください。

11 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会時間は、8 時から 20 時 30 分とします。
- ・消灯時間は、21 時とします。
- ・飲酒・喫煙は他の入居者への危険や迷惑にならない範囲で可能ですが、健康的な療養生活のためできるだけ控えていただきますようお願いいたします。

- ・電気製品の使用にあたっては、当施設の許可が必要です。
- ・金銭・貴重品の管理は、原則として入居者またはご家族で行っていただきます。
- ・外出・外泊は、所長の許可が必要です。外出・外泊時の受診は、必ず当施設の医師の紹介を必要とし、緊急時の場合にも必ず医師に連絡してください。
- ・ペットの持ち込みは、禁止します。
- ・施設内における入居者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、その他ほかの入居者への迷惑行為は、禁止します。
- ・電動車椅子の使用については、安全のため制限させていただく場合があります。

12 その他

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください（電話：0848-76-0373）。

要望や苦情などは、支援相談員または看護師長（介護支援専門員）にお寄せいただければ、速やかに対応いたします（事務室、サービスステーション）。また、備えつけられた「ご意見箱」をご利用下さい。

改定 令和6年4月1日

公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」ユニット 入居サービスの利用料について

- 1 保険給付の自己負担額（介護保険適用金額、表記の金額は1割負担者の金額です。2割負担者は2倍、3割負担者は3倍の金額となります。）

1) 施設サービス費

【ユニット型個室】

・要介護1	1日につき	802円
・要介護2		848円
・要介護3		913円
・要介護4		968円
・要介護5		1,018円

※ 上記のサービス費に、以下の金額が加算されます。

- ① サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 1日につき 22円
（介護職員のうち介護福祉士8割以上又は勤続10年以上の介護福祉士35%以上）
- ② 夜勤職員配置加算 1日につき 24円
（夜勤体制で入所者20人に1人以上の看護・介護職員）
- ③ 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） 1日につき 258円
（④に1ヶ月に1回ADL等評価・厚労省へデータ提出した場合）
- ④ 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ） 1日につき 200円
（入所後3ヶ月以内）
- ⑤ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） 1日につき 240円
（⑥に退所後の生活の場の訪問）
- ⑥ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ） 1日につき 120円
（入所後3ヶ月以内・1週間に3回）
- ⑦ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ） 1月につき 53円
（⑧に口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算算定）
- ⑧ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ） 1月につき 33円
（リハビリテーション実施計画書の内容を厚労省へ提出した場合）
- ⑨ 若年性認知症入所者受入加算 1日につき 120円
（若年性認知症入所者の場合）
- ⑩ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 1回につき 200円
（認知症の症状悪化による緊急利用に対応した場合）
- ⑪ 外泊時費用 1日につき 362円
（上記施設サービス費に代えて算定・1月に6日を限度）
1日につき 800円
（在宅サービスを利用した場合・1月に6日を限度）
- ※ 但し、外泊の初日と施設に戻られた日は外泊扱いとはならず、入所日同様の扱いとなります。
- ⑫ 初期加算（Ⅰ） 1日につき 60円
（⑬に医療機関と空床情報共有）
- ⑬ 初期加算（Ⅱ） 1日につき 30円
（入所後30日以内）
- ⑭ 再入所時栄養連携加算 1回につき 200円
（入院し、医療機関の管理栄養士と連携を行った場合）
- ⑮ 退所時栄養情報連携加算 1回につき 70円
（退所先に情報提供・1月に1回限度）

- ⑯ 栄養マネジメント強化加算 1日につき 11円
(栄養ケア計画を作成し食事の観察を週3回以上行い、厚労省にデータ提出した場合)
- ⑰ 経口移行加算 1日につき 28円
(経管栄養の方に経口による食事摂取を進めた場合)
- ⑱ 経口維持加算(Ⅰ) 1月につき 400円
(誤嚥が認められる者に多職種で経口維持計画作成)
- ⑲ 経口維持加算(Ⅱ) 1月につき 100円
(協力歯科医療機関との連携で⑱に加算)
- ⑳ 療養食加算 1回につき 6円
(療養食を提供した場合)
- ㉑ 口腔衛生管理加算(Ⅰ) 1月につき 90円
(歯科衛生士が月2回以上口腔ケア)
- ㉒ 口腔衛生管理加算(Ⅱ) 1月につき 110円
(㉑に厚労省へデータ提出した場合)
- ㉓ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ) 1日につき 51円
(基本型のみ)
- ㉔ 入所前後訪問指導加算(Ⅰ) 1回につき 450円
(入所前後に自宅訪問した場合)
- ㉕ 入所前後訪問指導加算(Ⅱ) 1回につき 480円
(入所前後に自宅訪問し退所支援計画を作成した場合)
- ㉖ 所定疾患施設療養費(Ⅱ) 1日につき 480円
(所定の疾患に対応し医師が感染症研修を受けている場合)
- ㉗ 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 1月につき 3円
(関係職種が共同して褥瘡ケア計画を作成し厚労省へデータ提出した場合)
- ㉘ 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 1月につき 13円
(㉗に褥瘡の発生のないこと)
- ㉙ 排せつ支援加算(Ⅰ) 1月につき 10円
(多職種が協働して排せつにかかる支援計画作成し厚労省へデータ提出した場合)
- ㉚ 排せつ支援加算(Ⅱ) 1月につき 15円
(㉙に入所時より排せつの状態が改善又はおむつ使用なしに改善した場合)
- ㉛ 排せつ支援加算(Ⅲ) 1月につき 20円
(㉙に入所時より排せつの状態が改善かつおむつ使用なしに改善した場合)
- ㉜ かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ 1回につき 140円
(かかりつけ医と薬物療法研修を受けている医師が連携した場合)
- ㉝ かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ 1回につき 70円
(薬物療法研修を受けている医師が薬剤を評価・調整した場合)
- ㉞ かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ) 1回につき 240円
(㉜㉝に厚労省へデータ提出した場合)
- ㉟ かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ) 1回につき 100円
(㉜㉝㉞に減薬した場合)
- ㊱ 自立支援推進加算 1月につき 300円
(自立支援に係る支援計画を策定し厚労省へデータ提出した場合)
- ㊲ 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 1月につき 40円
(入所者の心身の状況等について厚労省へ提出した場合)
- ㊳ 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 1月につき 60円
(入所者の心身、疾病の状況等について厚労省へ提出した場合)

⑳安全対策体制加算	入所中1回	20円
	(外部の研修を受けた安全対策部門の担当者を配置している場合)	
㉑ターミナルケア加算	死亡日以前31～45日	72円
	死亡日以前4～30日	160円
	死亡日前日及び前々日	910円
	死亡日当日	1,900円
	(施設で看取りを行った場合)	
㉒退所時等支援等加算		
・ 試行的退所時指導加算		400円
	入所者や家族に退所後の療養指導を試行的な退所時に行った場合	
・ 退所時情報提供加算 (I)		500円
	居宅へ退所する退所後の主治医に対して、文書で入所者の処遇に必要な情報を提供した場合	
・ 退所時情報提供加算 (II)		250円
	退所後の医療機関に対して、文書で入所者の処遇に必要な情報を提供した場合	
・ 入退所前連携加算 (I)		600円
	入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に希望する指定居宅介護支援事業者と連携し、サービスの利用方針を定めた場合	
・ 入退所前連携加算 (II)		400円
	入所者の希望する指定居宅介護支援事業者に対して文書で情報を提供し、かつ、連携してサービスの利用に関する調整を行った場合	
・ 訪問看護指示加算		300円
	退所後訪問看護が必要な方に、訪問看護ステーションの指示書を交付した場合	
㉓協力医療機関連携加算 (I)	1月につき	100円
	(協力医療機関と定期的な会議)	
㉔高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	1月につき	10円
	(第二種協定指定医療機関との連携)	
㉕高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	1月につき	5円
	(感染対策向上加算を届出た医療機関との連携)	
㉖新興感染症等施設療養費	1日につき	240円
	(新興感染症の入所者を施設で療養した場合・1月に1回5日を限度)	
㉗生産性向上推進体制加算 (II)	1月につき	10円
	(生産性向上に資する安全対策や委員会)	
㉘介護職員等処遇改善加算 (III)	自己負担合計額 × 5.4%	
	(介護職員等の処遇改善の措置を講じている)	

※ 入所者の容体の急変等、緊急時に所定の対応を行った場合は、別途料金となります。

※ 入所の場合、原爆被爆者の方は、ここまでの自己負担は免除になります。

改定 令和6年6月1日

公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」ユニット 入居サービスの料金表

1 食費

1日につき 1,710円

(生活保護受給者と住民税非課税世帯で、市町村の証明書を持参された方には300円あるいは390円・650円・1,360円に減額できる制度があります。)

2 居住費

【ユニット型個室】 1日につき 2,006円

(生活保護受給者と住民税非課税世帯で、市町村の証明書を持参された方には820円あるいは1,310円に減額できる制度があります。)

※ 外泊・入院時も部屋を確保している場合は居住費をいただきます。

3 日常生活品費 1日につき 124円

入居者の希望により施設で用意しているものを使われる場合

日用品	単価	数量(枚・箱)	日数(日)	月額(円)
タオル	31	1	30	930
バスタオル	62	1	9	558
おしぼり	21	3	30	1,890
シャンプー・リンス	---	---	---	110
ソープ	---	---	---	130
ティッシュ	---	---	---	120

※ 月額 3,738円 日額 124円

4 教養娯楽費 1日につき 154円

入居者の希望により施設で用意しているものを使われる場合

レクリエーション	単価	回数	月額(円)
音楽	103	4	412
料理	206	2	412
書道	206	4	824
園芸	103	4	412
クラフト	411	4	1,644
茶道	51	2	102
絵手紙	206	4	824

※ 月額 4,630円 日額 154円

5 特別室料(税込) 1日につき ユニット型個室 1,100円

(なお、外泊時にも室料をいただくこととなります。)

6 洗濯代 1枚につき 103円

私物の洗濯を施設で行った場合(高級な衣料品の洗濯には対応できませんのでご注意ください。)

7 電気代(税込) 1日 43円あるいは87円

電気製品をお使いの場合

8 インフルエンザ予防接種 実費(税込)

9 その他費用 実費(税込)

入居者の希望により実施する行事に要する費用、各証明書や文書料

※ その他、入居者の希望により提供するものについては、別途料金（実費）となります。

※ また理美容については、月1回専門業者に依頼しており、代金は1,500円, 2,000円
あるいは2,500円（いずれも税込み）で対応しています。理美容代金は、直接あるいは銀行
振込みで業者にお支払いいただきます。

改定 令和3年8月1日

苦情相談解決に向けて

－ 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」・「みつぎの苑」ユニット －

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日、厚生省令第40号）第34条の規定により、公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」・「みつぎの苑」ユニットが提供する介護サービスに対する苦情に適切に対処するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を置く。

- 1 苦情解決責任者 公立みつぎ総合病院保健福祉総合施設 施設長 佐々木 俊雄
公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」・「みつぎの苑」ユニット 所長 藤井 真澄
- 2 苦情受付担当者 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」・「みつぎの苑」ユニット
介護支援専門員 富岡 純子・菅原 真由美
常設窓口（連絡先） 電話 0848-76-0373
- 3 第三者委員 尾道市御調地区介護保険推進委員会介護保険推進員
(別紙) (尾道市御調保健福祉センター内 健康福祉係 電話 0848-76-2235)

苦情解決の方法

1 苦情の受付

面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付ける（苦情申出人が第三者委員に直接申し出ることも可）。

2 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受付した苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合は除く）に報告する。

第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告があった旨を通知する。

3 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に向けて苦情処理検討委員会で検討する。その際苦情申出人が、第三者委員の助言や立会いを求めることができる。

苦情処理検討委員 (苦情解決責任者) 佐々木施設長、藤井所長
(苦情受付担当者) 富岡・菅原介護支援専門員

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次の内容である。

- ア 第三者委員による苦情内容の確認
- イ 第三者委員による解決案の調整・助言
- ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

4 市町村等の照会

- 尾道市北部地域包括支援センター 電話 (0848) 76-2495
- 入所者在住の市町の介護保険担当課（要介護認定に関する問い合わせも含む）
 - ・尾道市御調保健福祉センター内 健康福祉係 電話 (0848) 76-2235
 - ・尾道市福祉保健部高齢者福祉課 介護保険係 電話 (0848) 38-9440
 - ・三原市保健福祉部高齢者福祉課 介護保険係 電話 (0848) 67-6240
 - ・府中市健康福祉部介護保険課 介護福祉係 電話 (0847) 40-0222
 - ・世羅町福祉課 高齢者地域包括支援係 電話 (0847) 25-0072（あるいは、入所者の在住市町村介護保険担当課）
- 広島県国民健康保険団体連合会（国保連） 電話 (082) 554-0783
- （要介護認定に関する不服審査窓口は） 広島県介護保険審査会
（広島県東部厚生環境事務所厚生課厚生推進係） 電話 (0848) 25-2011

改定 令和6年4月1日